

滝上町強靱化計画

～自然災害の少ないまち～
～安全安心なまちを目指して～



令和3年3月
滝上町

【目 次】

| | | |
|------|--------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | |
| 1 | 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 第2章 | 滝上町強靱化の基本的考え方 | |
| 1 | 滝上町強靱化の目標 | 3 |
| 2 | 本計画の対象とするリスク | 4 |
| 第3章 | 脆弱性評価 | |
| 1 | 脆弱性評価の考え方 | 6 |
| 2 | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 7 |
| 3 | 評価の実施手順 | 8 |
| 4 | 評価結果 | 8 |
| 第4章 | 滝上町強靱化のための施策プログラムの策定等 | |
| 1 | 施策プログラム策定の考え方 | 17 |
| 2 | 施策推進の指標となる目標値の設定 | 17 |
| 3 | 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定） | 17 |
| 4 | 推進事業の設定 | 18 |
| | 【滝上町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】 | 19 |
| 第5章 | 計画の推進管理 | |
| 1 | 計画の推進期間等 | 35 |
| 2 | 計画の推進方法 | 35 |
| 【別表】 | 滝上町強靱化のための推進事業一覧 | 36 |

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、滝上町においても、大規模な地震のリスクは小さいものの豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

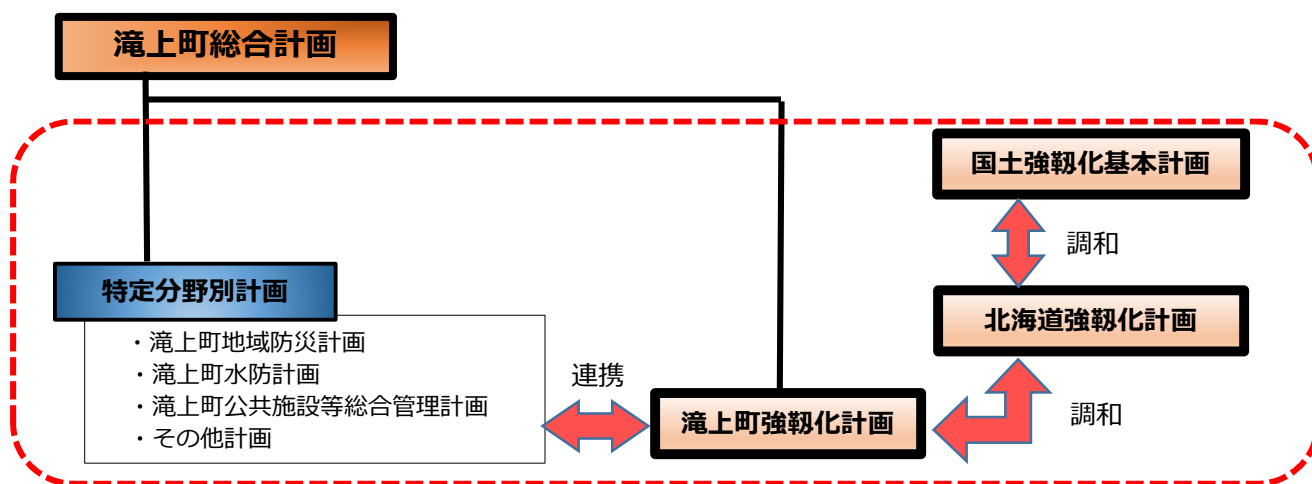
この間、滝上町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「滝上町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、滝上町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、滝上町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滝上町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、滝上町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 滝上町強靱化の基本的考え方

1 滝上町強靱化の目標

滝上町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

滝上町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、滝上町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを滝上町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

滝上町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と滝上町社会経済システムを守る
- (2) 滝上町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 滝上町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

滝上町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命・財産と滝上町の社会経済システムを守る」という観点から、滝上町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、滝上町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 滝上町における主な自然災害リスク

（１）地震

- 太平洋沖における海溝型地震
 - ・ 根室沖における 30 年以内に M7. 8～8. 5 程度の地震発生確率は、80%程度（2018 年 2 月地震調査研究推進本部長期評価）
- 内陸型地震（2018 年全国地震動予測地図）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・ 黒松内断層帯の発生確率 … M7. 3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下
 - ・ サロベツ断層帯の発生確率 … M7. 6 程度、30 年以内に 4 %以下
 - ・ 本町及びその周辺において、活断層は見つかっていない。
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道南西沖地震（1993 年） … M7. 8、最大震度 6（推定）
最大遡上高 30m以上、死者・行方不明者 229 人
 - ・ 十勝沖地震（2003 年） … M8. 0、最大震度 6 弱、最大津波高 2. 55m
死者・行方不明者 2 人
 - ・ 北海道胆振東部地震（2018 年） M6. 7、最大震度 7
死者 44 人

（２）豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に 2016 年 8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7 号・9 号・10 号・11 号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者 4 人・行方不明者 2 人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟）

- 1991 年から 2017 年の間に、47 の竜巻等が発生（2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 名の死者が発生）
- 本町においてもこれまで、豪雨・暴風雨により、人的被害は少ないものの農業被害、住宅や公共施設等への被害が発生

（3）豪雪／暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生
- 本町においてもこれまで、豪雪・暴風雪による交通被害や停電が発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

（1）首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

（2）南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

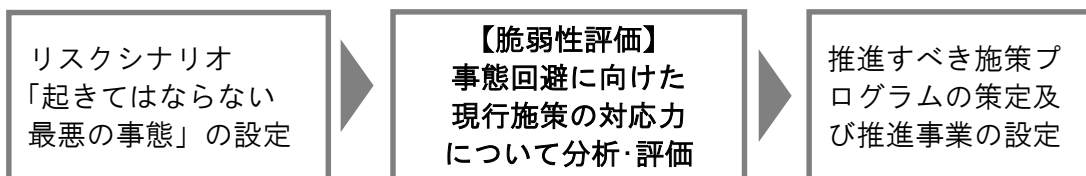
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

滝上町としても、本計画に掲げる滝上町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、滝上町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた滝上町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など滝上町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、滝上町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

| カテゴリー | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|-------|----------------|--|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | | 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 |
| | | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下 |
| 4 | ライフラインの確保 | 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 |
| | | 4-2 食料の安定供給の停滞 |
| | | 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃 |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 |

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率については、耐震改修促進法の改正より一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなども踏まえ、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、社会教育施設、医療施設、社会福祉施設など不特定多数が集まる施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町内の公営住宅については、4割が耐用年数を経過しており、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 管理不全状態の空家等については、滝上町空家等対策計画に基づく発生の抑制や利活用の促進などに取り組む必要がある。

(避難場所の整備・普及啓発)

- 避難期間や災害種別に応じた適切な避難体制を確保するため、災害基本法に基づく指定緊急避難場所や指定避難所について、住民周知を図る必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、事前に避難所に必要な設備の整備や住民が主体となった運営体制の構築を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所に関する情報の普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、適切な維持管理なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

| | |
|--------------------|------------|
| ・公立小中学校の耐震化率 | 100% (H27) |
| ・公営住宅等長寿命化計画の策定 | 策定済 (R1) |
| ・公園施設長寿命化計画の策定 | 策定済 (R1) |
| ・空き家戸数 | 91戸 (R1) |
| ・一時避難場所及び指定避難所の指定数 | 20箇所 (H27) |
| ・住宅用火災報知器設置率 | 73.5% (R2) |

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害を警戒すべき箇所について、北海道と連携しながら土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップの作成などによる警戒区域の周知など、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

(砂防設備等の整備)

- 土砂災害の危険性が高い箇所について、砂防設備や治山施設の整備促進と適切な維持管理等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

| | |
|----------------|--------------|
| ・土砂災害警戒区域指定数 | 35箇所 (R2) |
| ・土砂災害特別警戒区域指定数 | 39箇所 (R2) |
| ・土砂災害ハザードマップ | 一部作成済み (H29) |

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 国や北海道により洪水浸水想定区域が指定された場合は、洪水ハザードマップを作成し、住民周知等ハザードマップの普及に努め、防災訓練など円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤などの治水対策については、近年の大雨災害で被害を受けた河川等の改修に重点化するなど、効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 大雨による内水浸水被害を軽減するため、雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成

未作成 (R2)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 暴風雪時における通行規制等のリアルタイム情報について、関係機関が緊密に連携し、地域住民等に対してきめ細やかな情報提供を迅速に行う必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者による情報共有や相互連携を強化し、円滑な除雪体制を確保するとともに、除雪機械の適正な維持管理と計画的な更新が必要である。

【指標（現状値）】

- ・町道除雪路線延長
- ・除排雪機械保有台数

114.7km (R2)

直営 7 台 委託 4 台 (R2)

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を想定し、暖房器具等の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・物資の備蓄状況（毛布類）
- ・物資の備蓄状況（発電機）
- ・物資の備蓄状況（ポータブルストーブ）
- ・物資の備蓄状況（各種消耗品）

130 枚 (R2)

3 台 (R2)

5 台 (R2)

一式 (R2)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 災害時の被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する各種システムの効果的な活用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信連絡訓練等により北海道防災情報システムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、国や北海道などの行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を進める必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 各種災害に係る避難勧告等の発令基準等の見直しを進める必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、避難行動要支援者名簿や国民保護法に基づく安否情報システムの活用など、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達に必要な避難所等への公衆無線LANの整備を進めるほか、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の効果的な運用を図る。
- 予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を構築する必要がある。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、観光客の安全を確保するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者名簿の活用を含めた避難体制の整備が必要である。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育推進）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進を図る必要がある。
- 災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

| | |
|----------------|----------|
| ・避難行動要支援者計画の策定 | 未策定 (R2) |
| ・自主防災組織数 | 2組織 (R2) |
| ・防災訓練実施回数 | 1回 (R1) |

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定の締結機関との連携を強化するとともに、未締結分野における協定締結を推進する必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を進めるとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

(非常用物資の備蓄促進)

- 応急物資等の迅速な調達を図るため、広域での備蓄・調達体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、最低3日分、可能であれば1週間分の食料等の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 要配慮者向け物資を含めた非常用物資の備蓄体制を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|----------------|-------------|
| ・防災関係の協定締結件数 | 14件 (R2) |
| ・防災用備蓄品整備計画の策定 | 未策定 (R2) |
| ・非常食の備蓄状況 | 1,482食 (R2) |
| ・防災備蓄倉庫の整備 | 整備済み (R2) |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 「滝上町地域防災計画」に基づく防災訓練等を通じ、防災関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊は、大規模自然災害における救助・救援活動の中心として大きな役割が期待されていることから、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材等の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------|----------|
| ・防災総合訓練の実施回数 | 未実施 (R2) |
|--------------|----------|

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。
- 避難所における感染症の発生、まん延を防ぐため、避難者等の健康管理や施設の衛生管理などの感染症対策に取り組む必要がある。

（被災時の保健医療支援体制の強化）

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療活動が実施できるよう、北海道や関係団体などとの更なる連携強化を図る必要がある。
- 災害発生時の町内の医療提供体制を維持するため、滝上町国民健康保険診療所において、自家発電装置の適正な維持管理と、応急用医療資機材の整備を促進する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。
- 災害時要配慮者に対する福祉支援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・特定健康診査受診率 28.6% (R1)
- ・避難所用簡易トイレの備蓄 350回分 (R2)
- ・予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 第1期 80.0%、第2期 84.6% (R1)
- ・段ボールベッドの備蓄 155セット (R2)

（3） 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 地域防災計画の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 消防団は、地域の防災力・水防力の維持・強化のため必要不可欠であり、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応などの業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 災害時における業務を遂行するため、非常時における業務継続体制の強化を図る必要がある。
- 業務遂行の重要な手段として利用されている I C T 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、I C T 部門の業務継続のため、機能強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・消防署庁舎の耐震化 未対策 (R2)
- ・消防団員数 88名 (R2)

(4) ライフラインの確保

| | |
|--|---|
| 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 | |
| <p>【評価結果】 (再生可能エネルギーの導入拡大) ○ 北海道における再生可能エネルギーの利活用は今後更なる拡大が期待できることから、本町としても、国や北海道などと連携しながら、エネルギーの地産地消など地域の特性を活かした取組を推進する必要がある。</p> <p>(電力基盤等の整備) ○ 電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上を推進する必要がある。</p> <p>(避難所等への石油燃料等供給の確保) ○ 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料等の安定供給を確保するため、紋別地方石油業協同組合等との間で協定を締結しており、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。</p> | |
| <p>【指標（現状値）】 ・石油燃料等供給に係る協定締結</p> | 2件 (H27) |
| 4-2 食料の安定供給の停滞 | |
| <p>【評価結果】 (食料生産基盤の整備) ○ 農畜産業が安定した食料供給機能を維持できるよう、防災・減災対策も含め、農地や農業施設等の生産基盤の整備を推進する必要がある。 ○ 農畜産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な農畜産業経営に資する取組を推進する必要がある。</p> <p>(道産食料品の販路拡大) ○ 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大などにより一定の生産量を確保していく必要がある。</p> | |
| <p>【指標（現状値）】 ・新規就農者</p> | 1人 (H25) |
| 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | |
| <p>【評価結果】 (水道施設等の防災対策) ○ 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する必要がある。 ○ 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。</p> <p>(下水道施設等の防災対策) ○ 下水道BCPについて、国のBCPマニュアルの改訂に伴う見直しを進める必要がある。 ○ 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設等の耐震化や長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画に進める必要がある。</p> | |
| <p>【指標（現状値）】 ・浄水場更新 ・水道アセットマネジメント計画の策定 ・下水道BCPの策定 ・下水道ストックマネジメント計画の策定</p> | 更新済み (R2) 未策定 (R2) 策定済み (H29) 策定済み (H30) |

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路の整備のほか、国道や道道、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策等）

- 橋梁の耐震化などの長寿命化については、災害時に重要となる避難路上などの橋梁を優先するなど計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策を進めるとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁の点検率 100% (H30)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定 策定済み (H30)

（5） 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、リスク分散に適した本町の優位性を活かしながら、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

（企業における事業継続体制の強化）

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、町内の中小企業等における事業継続体制の強化を推進する必要がある。

（町内企業等への支援）

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、金融支援等の各種支援策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 企業立地件数 1件 (H27)

（6） 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保安全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の適正な保安全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町有林における人工林の面積 1,807.89ha (R2)
- ・ 林道橋の点検率 100% (H30)
- ・ 林道施設長寿命化計画の策定 策定済み (R2)

(7) 迅速な復旧・復興等

| | |
|--|-----------------------|
| 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ | |
| 【評価結果】 (災害廃棄物処理体制の整備) ○ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、他の自治体との相互協力支援体制の構築など、廃棄物処理体制の構築を図る必要がある。 (地籍調査の実施) ○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要がある。 | |
| 【指標（現状値）】 ・災害廃棄物処理計画の策定 ・地籍調査進捗率 | 未策定 (R2) 100% (R2) |

| | |
|--|----------|
| 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 | |
| 【評価結果】 (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○ 災害時に、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携を図る必要がある。 ○ 建設業就業者及び技能労働者の確保について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくため、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。 (行政職員の活用促進) ○ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国、道との行政職員の応援・受援体制を強化する必要がある。 (地域コミュニティ機能の維持・活性化) ○ 復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、地域の実情に即した集落対策などにより地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。 | |
| 【指標（現状値）】 ・応急対策業務に係る協定締結 | 14件 (R2) |

第4章 滝上町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、滝上町における強靱化施策の取組方針を示す「滝上町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

第6期滝上町総合計画で掲げる「快適で安全安心な暮らし」という政策目標の実現を図るとともに、滝上町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組などと調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、30の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、滝上町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【滝上町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に**重点**と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）**重点**

- 住宅や建築物の耐震化については、耐震改修に対する支援制度の活用促進を図るなど、住宅・建築物の耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 多くの住民等が利用する公共施設等について、耐震化を推進するとともに適正な維持管理に努める。〔国、道、町、民間〕

（建築物等の老朽化対策）**重点**

- 公共建築物等の老朽化対策について、滝上町公共施設等総合管理計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕
- 町内の公営住宅については、滝上町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する。〔国、道、町〕
- 管理不全状態の空家等について、滝上町空家等対策計画に基づき、国の支援制度等を活用しながら、その有効活用や除却を促進する。〔国、道、町、民間〕

（避難場所等の整備・普及啓発）**重点**

- 災害の種類や状況に応じた避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づいて指定した一時避難場所や指定避難所について、住民周知を図る。〔道、町〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
〔道、町、民間〕
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、適切な維持管理など施設整備を促進する。〔国、道、町〕

(防火対策・火災予防)

- 住宅用火災警報器などの普及や火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。[町、民間]

| 《指 標》 | | |
|-------------------|------------|-------------|
| 小中学校の耐震化率 | 100% (H27) | ⇒ 必要に応じ対策 |
| 公宅住居等長寿命化計画の策定 | 策定済み (R1) | ⇒ 必要に応じ見直し |
| 公園施設長寿命化計画の策定 | 策定済み (R1) | ⇒ 必要に応じ見直し |
| 空き家戸数 | 91戸 (R1) | ⇒ 70戸 (R7) |
| 一時避難場所及び指定避難所の指定数 | 20箇所 (R2) | ⇒ 現状維持 |
| 住宅用火災報知器設置率 | 73.5% (R2) | ⇒ 100% (R7) |

| 《推進事業》 |
|---------------------|
| 公営住宅建設費等補助事業 |
| 「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業 |
| 社会教育施設改修事業 |
| まち並み整備事業 |
| 都市公園安全・安心対策事業 |

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等) **重点**

- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道と連携しながら土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、ハザードマップの作成や情報発信の強化を図る。[国、道、町]

(砂防設備等の整備、老朽化対策) **重点**

- 土砂災害や山地災害のおそれがある箇所について、砂防設備や治山施設の整備を促進するとともに、維持管理などを適切に実施する。[国、道、町]

| 《指 標》 | | |
|----------------|--------------|--------------|
| 土砂災害警戒区域の指定数 | 35箇所 (R2) | ⇒ 必要に応じ指定 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定数 | 39箇所 (R2) | ⇒ 必要に応じ指定 |
| 土砂災害ハザードマップ作成 | 一部作成済み (H29) | ⇒ 全箇所作成 (R3) |

| 《推進事業》 |
|-------------------|
| こども園土砂災害対策小規模治山事業 |

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成) **重点**

- 国や北海道による洪水浸水想定区域の指定を基に洪水ハザードマップを作成し、マップの普及や防災訓練などの取組を推進する。[国、道、町]

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河道の掘削、築堤などの治水対策については、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害軽減のため、雨水管渠などの計画的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標》

洪水ハザードマップの作成

未作成 → 作成 (R5)

《推進事業》

河川整備事業

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、町]

(除雪体制の確保) **重点**

- 適切な除排雪を推進するとともに、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両の迅速な確保など相互支援体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町]
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、町、民間]

《指 標》

町道除雪路線延長

114.7 km (R2) → 現状維持

除排雪機械保有台数直営

7台、委託4台 (R2) → 必要に応じ増台

《推進事業》

道路維持作業車更新事業
町道除排雪事業
町道防雪柵設置事業

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 町が設置する避難所等における防寒対策として、毛布や暖房器具、発電機などの備蓄を促進する。[道、町]
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。[道、町]

《指 標》

| | | | |
|--------------------|------------|---|------------|
| 物資の備蓄状況（毛布類） | 130 枚 (R2) | ⇒ | 280 枚 (R7) |
| 物資の備蓄状況（発電機） | 3 台 (R2) | ⇒ | 必要に応じ増台 |
| 物資の備蓄状況（ポータブルストーブ） | 5 台 (R2) | ⇒ | 必要に応じ増台 |
| 物資の備蓄状況（各種消耗備品） | 一式 (R2) | ⇒ | 必要に応じ整備 |

《推進事業》

災害対策用備品整備事業

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムの効果的な運用を図る。[国、道、町]
- 災害時における通信手段を確保するため、道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話等の整備を進める。[道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に応じた発令基準等について、住民に周知する。[道、町]
- 安全安心メールなど住民等への災害情報の伝達に必要なツールの利用促進と整備を進めるとともに、避難所等への公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の効果的な運用、災害情報伝達手段の多重化を推進する。[国、道、町、民間]

- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[国、道、町]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重点

- 観光客に対する災害情報の伝達体制を強化、観光関連施設における防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
[国、道、町、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備を推進する。[国、道、町、]

(帰宅困難者対策の推進) 重点

- 災害時における帰宅困難者対策として、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する。[国、道、町]

(地域防災活動、防災教育の推進) 重点

- 地域防災の実践に欠かすことができない自主防災組織を結成し、地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関等と連携しながら防災意識向上に向けた取組を推進する。[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

《指 標》

| | | | |
|--------------|-----------|---|------------|
| 避難行動支援者計画の策定 | 未策定 (R2) | ➡ | 策定 (R7) |
| 自主防災組織数 | 2 組織 (R2) | ➡ | 19 組織 (R7) |
| 防災訓練実施回数 | 1 回 (R1) | ➡ | 毎年実施 |

《推進事業》

国民保護体制整備推進事業
災害対策事業

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定の締結機関との連携を強化するとともに、未締結分野における協定締結を推進する。[道、町、民間]
- 災害時の円滑な物資供給を確保するため、各関係機関が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備を促進する。[国、道、町、民間]
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を進めるとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制を構築する。[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 大規模災害時において応急物資等の迅速な調達を図るため、広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 各種助成制度などを活用し、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。[道、町]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料等の備蓄や非常用電源の確保が行われるよう、自発的な備蓄に関する啓発活動を推進する。[道、町、民間]

《指 標》

| | | | |
|---------------|-------------|---|----------------|
| 防災関係の協定締結件数 | 14件 (R2) | ⇒ | 必要に応じ締結 |
| 防災用備蓄品整備計画の策定 | 未策定 (R2) | ⇒ | 策定 (R4) |
| 非常食の備蓄状況 | 1,482食 (R2) | ⇒ | 2,000食 (R4)、維持 |
| 防災備蓄倉庫の整備 | 整備済み (R2) | ⇒ | 必要な維持管理 |

《推進事業》

災害対策事業

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 滝上町地域防災計画による防災訓練等を通じ、防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。〔国、道、町、民間〕

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 自衛隊は、大規模自然災害における救助・救援活動の中心として大きな役割が期待されていることから、道内の自衛隊体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組を推進する。〔国、道、町〕

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防の災害対応能力強化のため、救急活動等に必要な資機材、消防車両等の更新・配備を計画的に行う。〔国、道、町〕

《指 標》

総合防災総合訓練の実施回数

未実施 (R2)

➡ 5年に1回実施

《推進事業》

救急・消防車両整備事業

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(防疫対策)

- 災害時の避難場所における感染症の発生や拡大を防ぐため、消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、平時から町民一人ひとりの健康な体づくりのため、定期的な検査や予防接種の実施などを推進する。〔国、道、町〕

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮) **重点**

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。〔道、町〕
- 避難所における感染症の発生、まん延を防ぐため、避難者等の健康管理や施設の衛生管理など、道が作成している「北海道版避難所マニュアル」を踏まえた感染症対策に取り組む。〔道、町〕

(被災時の保健医療支援体制の強化) **重点**

- 災害発生時でも、迅速かつ的確な保健医療救護活動が実施できるよう、北海道や関係団体などと連携強化を図る。〔道、町、民間〕

- 災害発生時における町内の医療提供体制を確保するため、滝上町国民健康保険診療所において、自家発電装置の適正な維持管理と応急用医療資機材の整備を促進する。
[国、道、町]

(災害時における福祉的支援)

- 自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設等への人的・物的支援について、道や関係団体等と連携し、円滑に実施できる体制の充実を図る。 [道、町、民間]

| 《指 標》 | | | |
|----------------------------------|--------------------------|---|---------------|
| 特定健康診査受診率 | 28.6% (R1) | ➡ | 60% (R5) |
| 避難所用簡易トイレの備蓄 | 350 回分 (R2) | ➡ | 1,000 回分 (R7) |
| 予防接種法に基づく予防接種 (麻しん・風しんワクチン) の接種率 | | | |
| | 第1期 80.0%、第2期 84.6% (R1) | ➡ | 100% (R7) |
| 段ボールベッドの備蓄 | 155 セット | ➡ | 現状維持 |

| 《推進事業》 |
|--------|
| 健康診査事業 |
| 検診事業 |
| 予防接種事業 |
| 災害対策事業 |

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化) **重点**

- 災害対策本部の機能強化に向け、必要に応じて地域防災計画を見直すとともに、職員の災害対応能力の向上を図り、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。[町]
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の救援活動や住民の避難誘導など、災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[町、民間]
- 災害時に防災拠点となる庁舎等の機能維持のために必要な設備の整備を推進するとともに、概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料を備蓄する。
[国、道、町]

(行政の業務継続体制の整備) **重点**

- 災害時における業務の継続体制を確保するため、業務全体を対象にした業務継続計画の策定等の取組を推進する。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP)」の策定など情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]

《指 標》

消防支署庁舎の耐震化
消防団団員数

未対策 → 耐震化の方針決定 (R7 までに)
89 名 (R2) → 100 名 (R7)

《推進事業》

消防支署庁舎耐震化事業
消防団活動用装備整備

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、国や北海道などと連携しながら、エネルギーの地産地消など、地域の特性に合った関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]

(電力基盤等の整備)

- 電力の安定供給を確保するため、公共施設等の電力設備の耐災害性の向上を推進する。[国、道、町、民間]

(避難所等への石油燃料等供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料等の供給を安定確保するため、紋別地方石油業協同組合等との間で協定を締結しており、災害時に有効に機能するよう平時からの情報共有や連携強化を図る。[町、民間]

《指 標》

石油燃料等供給に係る協定締結

2 件 (R2)

→ 必要に応じ協定を締結

《推進事業》

森林バイオマス資源活用事業

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 災害時において、農畜産物の供給体制が維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、生産施設等の生産基盤の整備を推進する。[国、道、町]
- 農畜産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など持続的な農畜産業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

(道産食料品の販路拡大)

- 農畜産物や加工食品の販路拡大に向け、食のブランド化や高付加価値化の取組を推進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

新規就農者

1 人 (H25)

→ 1 人 (R7 までに)

《推進事業》

高収益生産向上推進事業

農地整備推進事業

農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯担い手育成型）

地域農産物生産加工安定化支援事業

ハッカ振興対策事業

家畜防疫事業補助金

乳房炎防除奨励対策事業

雑用水施設更新事業

新規就農者対策事業

ふるさと創出新規就業支援事業奨励金

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）**重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や浸水対策、など、計画的な施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。[国、道、町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時の給水拠点の確保や給水訓練の実施など応急給水体制の整備を推進する。[国、道、町]

（下水道施設等の防災対策）**重点**

- 災害時に備えた下水道のBCPについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]

《指 標》

水道アセットマネジメント計画の策定

未策定（R2）

⇒ 策定（R3）

下水道BCPの策定

策定済（H29）

⇒ 必要に応じ見直し

下水道ストックマネジメント計画の策定

策定済（H30）

⇒ 必要に応じ見直し

《推進事業》

特定環境保全公共下水道事業

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) **重点**

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、国道や道道、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、町]

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき施設の適切な維持管理・更新等を実施する。
[国、道、町]

《指 標》

| | | |
|-----------------|------------|------------|
| 橋梁の点検率 | 100% (H30) | ⇒ 現状維持 |
| 道路橋の長寿命化修繕計画の策定 | 策定済 (H30) | ⇒ 必要に応じ見直し |

《推進事業》

管内舗装修繕事業
町道改修事業
道路ストック修繕事業
橋梁長寿命化修繕事業

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、立地に向けた取組を促進する。

[国、道、町、民間]

(企業の事業継続体制の強化)

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係団体等と連携しながら、町内企業等における事業継続計画の普及を行い、業務継続体制の強化を図る。[町、民間]

(町内企業等への支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の事業の早期復旧と経営安定を図るため各種支援を行う。[町]

《指 標》

企業立地件数

1 件 (H27) → 必要に応じ誘致

《推進事業》

企業振興促進補助金

中小企業振興資金利子補給金

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全) **重点**

- 災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

(農地・農業水利施設等の保安全管理) **重点**

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保安全管理を推進する。
[国、道、町]

《指 標》

| | | |
|---------------|----------------|------------|
| 町有林における人工林の面積 | 1807.89ha (R2) | ⇒ 現状維持 |
| 林道橋の点検率 | 100% (H30) | ⇒ 現状維持 |
| 林道施設長寿命化計画の策定 | 策定済み (R2) | ⇒ 必要に応じ見直し |

《推進事業》

農地整備推進事業
鹿害防止対策事業
小規模治山事業
有害鳥獣駆除事業
森林保全機能推進事業補助金
森林環境整備加速化事業
林道専用道開設事業
森林環境保全整備事業
未来につなぐ森づくり推進事業
林道橋長寿命化事業

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を含め、円滑な廃棄物処理体制の構築を推進する。[国、道、町]

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査完了地区ではあるが、境界復元能力が低い地区について、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。
[国、道、町]

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定

未策定 (R2)

➡ 策定検討

地籍調査進捗率

100% (R2)

➡ 一部再調査

《推進事業》

地籍調査事業

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、災害時における建設業との連携体制を強化する。
[道、町、民間]
- 平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保など、関係団体等と連携した取組を推進する。[町、民間]

(行政職員の活用促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国、道との行政職員の応援・受援体制を整備する。[国、道、町]

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 復旧・復興等が迅速かつ円滑になされるよう、地域の実情に即した集落対策など地域コミュニティにおける互助機能等の維持・強化を図る。[国、道、町]

《指 標》

応急対策業務に係る協定締結

13件(R2)

➡ 必要に応じ協定を締結

《推進事業》

雇用奨励対策事業

ふるさと創出新規就業支援事業奨励金

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和3年から令和7年まで）とする。

また、本計画は、滝上町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、滝上町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 滝上町強靱化のための推進事業一覧

| 所管課 | 推進事業名 | 箇所・地区名等 |
|----------|--------------------------|---------|
| まちづくり推進課 | まち並み整備事業 | 町内全域 |
| 住民生活課 | 国民保護体制整備推進事業 | |
| | 災害対策用備品整備事業 | 各避難所用 |
| | 災害対策事業 | |
| 保健福祉課 | こども園土砂災害対策小規模治山事業 | こども園 |
| | 健康診査事業 | |
| | 検診事業 | |
| | 予防接種事業 | |
| 農政課 | 鹿害防止対策事業 | |
| | 高収益生産向上推進事業 | 町内全域 |
| | 農地整備推進事業 | 町内全域 |
| | 農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯担い手育成型） | 町内全域 |
| | 地域農産物生産加工安定化支援事業 | |
| | ハッカ振興対策事業 | |
| | 家畜防疫事業補助金 | |
| | 乳房炎防除奨励対策事業 | |
| | 雑用水施設更新事業 | 町内全域 |
| | 新規就農者対策 | |
| | 地籍調査事業 | 町内全域 |
| 林政課 | 有害鳥獣駆除事業 | |
| | 森林保全機能推進事業補助金 | 民有林全域 |
| | 未来につなぐ森づくり推進事業 | 民有林全域 |
| | 森林環境整備加速化事業 | 民有林全域 |
| | 森林バイオマス資源活用事業 | |
| | 林道専用道開設事業 | 民有林全域 |
| | 小規模治山事業 | 町内全域 |

| 所管課 | 推進事業名 | 箇所・地区名等 |
|-------|---------------------|------------|
| | 森林環境保全整備事業 | 民有林全域 |
| | 林道橋長寿命化事業 | 林道全線 |
| 商工観光課 | 中小企業振興資金利子補給金 | |
| | 企業振興促進補助金 | |
| | ふるさと創出新規就業支援事業奨励金 | |
| | 雇用奨励対策事業 | |
| 建設課 | 公営住宅建設費等補助事業 | 町内全域 |
| | 「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業 | 町内全域 |
| | 河川整備事業 | 町管理河川流域 |
| | 道路維持作業車更新事業 | |
| | 町道除排雪事業 | 町道全線 |
| | 町道防雪柵設置事業 | 町道全線 |
| | 管内舗装修繕事業 | 町道全線 |
| | 町道改修事業 | 町道全線 |
| | 道路ストック修繕事業 | 町道全線 |
| | 橋梁長寿命化修繕事業 | 町道全線 |
| | 都市公園安全・安心対策事業 | 都市公園全域 |
| | 特定環境保全公共下水道事業 | 町内全域 |
| | 生涯教育課 | 社会教育施設改修事業 |
| 消防 | 救急・消防車両整備事業 | |
| | 消防支署庁舎耐震化事業 | 滝上支署庁舎 |
| | 消防団活動用装備整備 | |

滝上町強靱化計画

発行日 令和3年3月
発行・編集 滝上町まちづくり推進課
〒099-5692
北海道紋別郡滝上町旭町
TEL 0158-29-2111 FAX 0158-29-3588
